

## 平成 25 年度藤枝総合運動公園サッカー教室 規約

### 【名所及び所在】

第 1 条 藤枝総合運動公園サッカー教室（以下「当教室」という）と称し、藤枝総合運動公園指定管理者藤枝市サッカー協会グループが主催・監修・運営をし、事務局を藤枝総合運動公園サッカー場（藤枝市原 1 0 0 番地）に置きます。

### 【目的】

第 2 条 当教室は、藤枝市の財産であるサッカーの普及および振興に努めると共にサッカーを通じた子供たちの健全な心身の育成を図ることを目的とします。

### 【構成】

第 3 条 当教室は、キッズ（幼稚園年少児から年長児）、ジュニア A（小学 1・2・3 年生）、ジュニア B（小学 4・5・6 年生）、ジュニアユース（中学生）の 4 クラスで構成し、資格を有する指導員にて指導を行います。

### 【受講資格】

第 4 条 当教室を受講できる者は、本規約に賛同した者とし、スポーツを行うに適した健康状態であり、当教室が受講に適すると認めた者（以下「受講生」という）とします。また、保護者の許可を条件とします。

### 【受講手続】

第 5 条 所定の受講申込書に必要事項を記入捺印し、写真を添えて提出することとします。

### 【受講料】

第 6 条 受講料は別に定めるものとし、受講手続き時に納入するものとします。また、一旦納入した受講料は、不可抗力の場合を除いては返還しないものとします。

### 【受講】

第 7 条 受講期間は別に定めるものとし、受講期間途中からの受講は原則認めるものとします。

### 【脱退及び欠講】

第 8 条 受講生の都合により脱退または欠講をする場合は、必ず事前に所定の届出書にて当教室に報告するものとします。但し、緊急な事由による欠講の場合は別とします。

### 【通知義務】

第 9 条 受講生は、当教室に届け出た住所・電話番号等についての変更が生じた場合は、速やかに所定の届出書にて当教室に報告するものとします。前述の届出がないため当教室からの通知や送付書類等が延着または到着しなかった場合については、当教室は一切責任を負わないものとします。

#### 【健康管理】

第10条 受講生の健康状態に関しては常に保護者が責任をもって管理するものとし、当教室として指導等を行います。当教室は一切責任を負わないものとします。

#### 【保険】

第11条 受講生は受講開始日からスポーツ安全保険の加入となります。加入手続きは当教室が行い保険料負担は当教室が負うものとします。また、傷害事故における補償は加入する保険会社の約款通りとし、補償範囲を超える責について当教室は一切負わないものとします。

#### 【傷害事故】

第12条 受講中の傷害事故については、当教室が応急処置を行います。但し、その後の処理（治療・入院・通院等）については保護者が責任を負うものとし、当教室は一切責任を負わないものとします。

#### 【休講及び閉鎖】

第13条 当教室は天災地変、社会情勢の変化、その他当教室の存続が困難となる事由が生じたときは、無条件に休講もしくは閉鎖することができるものとします。

#### 【免責】

第14条 受講生ならびに保護者は、当教室における盗難、傷害、その他の事故について当教室に対して何ら損害賠償を求めないものとし、当教室は賠償しないものとします。

#### 【遵守事項】

第15条 受講生ならびに保護者は、本規約を遵守すると共に、別に定める注意事項に従うものとします。

#### 【付則】

第16条 当教室は必要に応じ、随時本規約を改正することができるとともに、本規約に関する事項又は本規約に定めのない事項について、細則を定めることができます。

#### 【発効】

第17条 本規約は、2013年4月17日より発効するものとします。